

令和7年12月2日

法務省民事局民事第一課御中

日本司法書士会連合会

会長 小澤吉徳

戸籍法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

当連合会は、標記省令案について、次のとおり意見を申し述べる。

1 離婚届用紙の様式に次に掲げるものを追加する（附録第13号様式）

- (1) 「父母双方が親権を行う子」を記載する欄及び「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」を記載する欄
- (2) 「離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した」ことを確認するチェック欄
- (3) 親子交流、監護の分掌及び養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄

【意見】

① 1(1)に関し、当事者の心情配慮の観点から、民法第765条1項2号により親権者を定めずに離婚した場合における親権者決定までの親権行使の方法（監護者指定、親権行使者決定、監護の分掌等を含む）や留意点等について、離婚届書に記載するとともに当該留意点等の内容を説明するパンフレットを配布又は当該説明を掲載したウェブページを案内する等の検討を行うべきである。

② 1(2)の追加に賛成する。ただし、親権者の定めの真意性確認措置としては不十分であり、当該措置をより実効性あるものにするため、法制上その他の措置を講ずることについて引き続き検討していくべきである。

③ 1(3) 親子交流等の取決めの有無を尋ねるチェック欄に関する説明に、「親子交流を行わないことを決めた場合も『取決めをしている。』にしるしをつけてください。」等を追記すべきである。また、養育費の分担の取決めをしている場合は、取決めの金額を記入する欄を設けるべきである。

【理由】

① 親権者指定調停等の申立てがされている時点で、当事者間に意見の相違があり一定の対立が生じているものの、当事者にとって親権者決定までの親権行使の方法や留意点等に係る情報はなお重要であり、かつ、当該情報提供によって、子の福祉の維持向上を一定程度図ることができると考える。

そして、当該情報提供は、いずれも当事者の心情に配慮した形で行われなければ、実効性に欠く結果ともなりかねない。特に、離婚の局面においては、現に子を養育してい

る一方当事者が、他方当事者による調停申立て等によって理由の判然としない離婚又は親権を巡る紛争に巻き込まれ、心理的に追い詰められるケースも見受けられる。離婚の当事者の心情は、現実には当該当事者が養育する子の福祉の在り方に直結しやすい事柄の一つであり、当該情報提供においても十分な配慮が求められる。

②民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)（以下「改正民法」という。）の施行に伴い、離婚後共同親権が導入される。離婚後も共同で親権を行使するか又は単独で親権を行使するかの決定にあたっては、親権制度の正しい理解を前提として、子の監護状況や子に対する影響、子の意思や意向、父母の関係性等を十分に考慮する必要がある。

また、調停離婚等の場合は、裁判官及び調停委員等の専門的知見をもつ当事者以外の者の関与のもと決定していくが、協議離婚の場合はその関与がない。そのため、当事者の親権制度の理解の程度や様々な考慮要素の検討の有無、合意成立の過程にDVや虐待等といった不均衡な力関係による影響の有無、真意に基づく合意がされたか否かが分からず、合意内容が子の福祉を害する結果につながるおそれがある。

そのため、改正民法附則第19条において、「親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とされ、これを受け、まずは離婚届書に本チェック欄を設けることで形式上の真意性確認の措置を講じたと考えられるが、この措置だけでは不十分であり、さらなる補完が必要となる。この点、この措置を厳しくすることで離婚のハードルが上がり、DVや虐待からの避難が必要なケースへの対応が困難になるという批判もありうるが、当該困難の解消については、避難事例におけるDV相談やシェルター等の諸制度の拡充によって解決されるべきところである。

そうすると、次にこの措置の補完の具体的な在り方が問題となるが、例えば、当事者が親権制度を正しく理解したか否かの確認については、離婚前後の親支援講座の受講証明書の添付や事前登録制の説明動画の視聴済コードの記入を求める等の措置が有効であると考えられる。

また、前述の周知広報等によって「離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味」を当事者が理解したとしても、真意に基づいて合意したか否かの確認は、離婚届書への記載だけでは不十分である。この点に関する補完の在り方としては、当該確認に当事者以外の第三者、できれば家庭問題等の専門家を関与させることが望ましい。なぜなら、証人による真意性の担保は、客觀性が高く実効性も期待できるところ、当事者の心情を尊重しつつ真意性を確認するには、証人に一定の専門的な能力が要求されるからである。

以上からすれば、改正民法附則第19条の真意性確認措置を全体として実効性あるものにするには、法律、心理学、家庭問題等の専門家を中心とした第三者確認機関の創設等、大掛かりな検討が必要となる可能性がある。

よって、DVや虐待からの避難の必要性から早期の離婚成立が望ましいケースへの配慮をしつつ、諸外国の例も参考にしながら、実効性のある真意性確認措置制度の創設に向けた検討を継続すべきである。

この点、今から実効性のある真意性確認の措置の在り方を検討して適切な運用を目指すことは、短期的には合理性がないようにみえる。しかし、当該検討によって、正しい親権制度の周知徹底や真摯な合意の促進となるだけでなく、離婚全般に困難を抱える国民が適切な支援制度のもとで保護され子の福祉の向上が図られるのだから、長期的には、本改正の趣旨を最も効率よく尊重する結果になる。

③今般の改正による、親子交流等の取決めの有無を尋ねるチェック欄に関する説明は、離婚後、親子交流を行うことを前提とした説明のように誤解される可能性がある。個別の事情により、親子交流を行わないという取決めをすることもあり得るため、その選択肢がないと誤解されないような記載とすべきである。

また、後記2の【理由】①に記載のとおり、養育費の取決めをしている場合に、取決め金額を記入する欄を設けるべきである。

2 離婚届書の記載事項に次に掲げるものを追加する（第57条第1項）

- (1)離婚当事者に未成年の子があるときは、親子交流、監護の分掌及び養育費の分担についての各取決めの有無並びに養育費の分担について取決めをしているときは、その取決めが公正証書によるものかどうかの別
- (2)離婚当事者が親権者の定めをしたときは、離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した旨

【意見】

①2(1)の追加に賛成する。ただし、養育費の分担について取決めをしているときは、「その取決めが公正証書によるものかどうかの別及び養育費の金額」を記載事項とすべきである。

②2(2)の追加に賛成する。

【理由】

①戸籍法施行規則第57条は、戸籍法第76条2号を受けて、離婚届書の記載事項とするものでありその効果は大きいと考える。親子交流、監護の分掌及び養育費の分担についての各取決めの有無等に関する統計を正確に行うこととは、改正民法附則第19条2項に基づく検討の実施及び所要の措置を講ずる上で、重要な要素となり得る。

また、改正民法の施行により、法定養育費制度が導入され、法定養育費の金額に係る法務省令について意見募集がされたところである。当連合会は、当該意見募集につき、「法定養育費の額は、司法統計等に基づいて算定されているが、協議離婚が9割を占める現状においては、その額が妥当であるかについて疑問もある。協議離婚における養育費の取決めの促進を行うとともに、離婚届への記載事項に関し、養育費の取決めの有無及び養育費の額を必要的記載事項とする戸籍法施行規則の改正も視野に入れ、

実態に即した統計を取る等、子の養育に必要である額を正確に把握する措置を図るべきである」との意見を述べている。そこで、今般制定された法定養育費の額が父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額として妥当であるかを把握するための資料として、養育費の取決めの内容についても一定程度、離婚届書の絶対的記載事項として盛り込むべきと考える。

②協議離婚における親権者の定めの真意性確認措置を実効性あるものとするには、届出人が必ず記載しなければならない事項に2(2)を追加することに合理性があるため、賛成する。

3 戸籍電子証明書関係（別表第5）

不動産登記法（平成16年法律第123号）第76条の3第1項の相続人である旨の申出等に係る事業についての確認に関する事務及び令和8年2月2日に施行される同法第119条の2第1項又は第2項の所有不動産記録証明書の交付の請求に係る審査に関する事務において戸籍に記録された電磁的記録（戸籍電子証明書）利用を開始するため、これらの事務及び戸籍情報照会者を追加した。

【意見】

特段の意見なし。

なお、本件意見募集に関連して、次のとおり申し添える。

【意見】

現行の離婚届書に記載がある附録第13号様式以外の記載（離婚にまつわる各種情報提供）を行うことに賛成するが、例えば、改正民法に関するQ&A形式の解説資料やパンフレット、動画等が掲載されているウェブサイト（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html）へ誘導する措置を講ずる等、当該記載以外の情報についても、その提供の拡充を図るべきである。

【理由】

現行の離婚届書には、面会（親子）交流、養育費等をはじめとした離婚に関する制度説明及び「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等の各種情報が掲載されているウェブサイトへ誘導するための二次元コード等が掲載されている。様々な機会を捉えて当事者に離婚諸制度の周知を徹底することは有益であるため離婚届書への掲載を継続すべきと考える。

また、親権に関して、離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味について周知する必要もあることから、改正民法に関するQ&A形式の解説資料やパンフレット、動画等が掲載されているウェブサイト（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html）へ誘導する措置を講ずる等、当該記載以外の情報についても、その提供の拡充を図るべきであると考える。